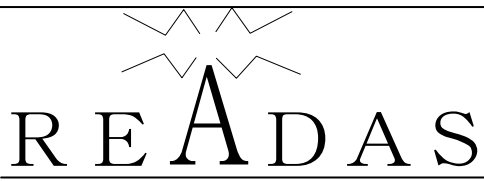


第 5176 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月 3日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

欠損金の繰越控除制度の見直し

Q：平成27年度の税制改正では、欠損金の繰越控除制度が見直されるそうですが、どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成27年度の税制改正では、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度等について、次の改正が行われます。

① 控除限度額

課税所得の80%とされている控除限度額を、平成27年度以降65%、平成29年度以降50%に縮小されます。

② 繰越期間

平成29年度以降に生じる欠損金について、現行の9年から10年に延長されます。これに伴い、帳簿書類の保存要件、欠損金に係る更正及び更正の請求の期間も10年に延長されます。

③ 経営再建中の法人及び新設法人の特例

経営再建中の法人及び新設法人について、所得の100%控除を認める特例が新設されます。再建中の法人は更生計画認可の決定から7年後まで、新設法人は設立から7年後までが対象になります。適用は、平成27年4月1日以後開始する事業年度からです。

なお、中小企業については、現行と変わらず、所得金額の100%控除が認められます。

